

文教厚生常任委員会報告書

令和 7 年 11 月 26 日

委員長 古賀 誠視

文教厚生常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けておりました事項について、調査の概要を報告いたします。調査に際しましては、10 月 27 日、31 日に関係部課長等に出席を求め、委員会を開催いたしました。

保健福祉部

隣保館

委員から、市長メッセージ「誰もが安心して生きていける社会へ」に触れ、差別主義や排外的風潮が広がる中で、隣保館としてどのように受け止めているのかとの質疑があった。これに対し、これまで同和問題を中心に啓発を進めてきているが、現在は見えにくい差別への対応が課題となっていると回答。さらに委員から、近年は露骨な差別的言動も散見され、国民や政治家においても人権意識の浸透が十分とは言えない状況にあることから、隣保館の活動が一部の参加者にとどまらず、広く市民に届くよう、啓発の一層の徹底を求める意見があった。

子ども家庭センター

委員は、パパママ子ども AI 相談室の仕組み、人への支援のつなげ方、言葉遣い、周知方法について確認し、SNS 等による分かりやすい情報発信と、相談者に寄り添う運用を求めた。これに対し、AI 相談室はスマホで相談内容を入力すると AI が回答し、危険語句には監視担当者が対応、必要に応じて有人チャットや相談先案内へ切り替える仕組みであり、返答は共感的な言葉遣いを学習し、チラシやデータ配信で周知していると回答。

別の委員から、実証実験前に課内で試用したかを確認するとともに、「死にたい」等の発言に対し、AI が否定せず返答するリスクに懸念を示され、最終的には人による対応が重要であるとの意見が出された。これに対し、9 月に 2 週間の課内試用を実施し、改善後に再テストを経て実証実験を開始する予定であると回答。

さらに、別の委員からは、AI 相談室が施政方針や当初予算に記載のない新規事業であり、取組経過や一般的な生成 AI との違いを明確にすべきとの意見があった。これに対し、本事業は施政方針や当初予算に直接関係しないが、一般的な生成 AI とは異なる相談特化型モデルを活用している。事業者提案を契機に時間外相談への対応を目的として試行的に実施すると回答。

福祉課

委員から、市長メッセージ「誰もが安心して生きていける社会へ」の理念に関連し、身寄りのない高齢者支援や新しい認知症観に基づく取組の具体化について質疑があった。これに対し、成年後見や終活相談等で課題が顕在化しており、国の令和 8 年度予算に盛り込まれる新制度を活用して支援を強化していくとのこと。また、新しい認知症観とは、本人の能力や意思を尊重し、地域で自分らしく暮らすことを重視する考え方であり、今後は福祉課のみならず全庁的に連携し、普及を進めたいと回答。

委員は、社会福祉センター千鳥苑の機能移転について、市長メッセージの「民間活力の活用」に着目し、民間活用によって現状維持も可能ではないかとの考えを示した。その上で、移転先が実際に確保できるのか、分散移転は適切でないのではないかと意見し、移転先の見極めに進展があるのか質疑した。

これに対し、大きな進展はないが、指定管理期間が満了する令和 10 年度までに一定の結論を示す方針と回答。さらに委員は、千鳥苑は立地や連携可能性から今後も有効活用でき、市の資産として手放すべきではなく、老朽化を踏まえつつも将来を見据えた活用を求めた。

健康介護課

委員は、健康状態不明者への受診勧奨について、どのような支援を行っているのか確認した。これに対し、健診未受診者や医療機関にかかっていない高齢者を対象に、訪問により健康状態を把握し、必要に応じて医療機関につないでいると回答。また、訪問しても不在や拒否が多いとみられることから、実際にどの程度の対象者と接触できているのか割合を確認し、高齢者への積極的な支援継続を求めた。これに対し、拒否や不在による未接触者は一定数いるが、孤独死防止や介護支援につながる事例もあり、数値よりも命を守る観点を重視していると回答。

委員は、データヘルス計画に基づく取組を高く評価しつつ、高血圧対策の強化が必要であると意見し、潜在的高血圧者が相当数存在する現状を踏まえ、血圧計の保有率や日常的な測定習慣の調査を求めた。これに対し、次期ヘルスアップぷらんのアンケートで血圧計保有状況の把握を検討中と回答。さらに委員は、久山町や岩手県大迫町の先進事例を紹介し、血圧計を必要な世帯に提供する仕組みや、測定習慣を促すインセンティブ制度など、既存の枠を超えた新たな対策を模索すべきと訴えた。これに対し、血圧計の配布など即時の対応は難しいが、先進事例を踏まえ研究していくと回答。

教育部

委員は、教育委員会の点検及び評価報告書は決算審査で重要な資料となるため、9 月議会に間に合う提出時期への見直しを求めた。また、市長メッセージと点検及び評価報告書との関連について質疑した。これに対し、点検及び評価報告書は教育大綱に基づき事業を点検しており、市長メッセージも大枠では市の方針や教育大綱と整合していると説明。

委員はさらに、市長メッセージに記載の未来共創フェローが教員指導全体とどう関わるのかを質疑した。これに対し、GIGA スクール構想開始から 5 年を経て次の段階に進むため、Google と連携し ICT を軸とした教員研修を深める位置付けであると説明。

教育総務課

委員は、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について、保険加入などの要件や従事時間管理の手続きが教職員の負担となり、結果的に地域クラブ参加のハードルを高めるのではないかと質疑した。これに対し、希望者の指導は制限しないが、保険加入などの条件は一般の公務員も同様であると説明。さらに委員は、地域クラブでの従事時間について学校の監督下でないにもかかわらず、文科省が示す時間制限（月 45 時間・80 時間）が適用されることへの疑義を示した。これに対し、部活動の地域展開にかかる国の方針に基づくもので、古賀市独自の制限ではないと回答。

学校教育課

委員は、不登校児童生徒が急増する中で、市の現状把握と、子どもたちの行き場の実態について説明を求めた。これに対し、令和 6 年度の不登校数は増加しているものの増加率は鈍化し、校内外いずれの支援にもつながらない児童が増えている一方で、担任等による継続支援は行われていると説明。続いて、施政方針が掲げる不登校支援の強化・拡充の具体像について質疑し、利用者が急増する教育支援センターあすなろの安全な運営に向けた人員配置の検討、また校内教育支援センターの運営支援や特別支援教育支援員の適正配置に務めると回答。さらに委員は、福岡市の不登校特例校を例に、子どもの主体性を

中心に据えた学びの多様化に言及し、古賀市でも将来的に同様の受皿の必要性が生じるのではないかと意見した。これに対し、特例校とあすなろの制度上の違いを示しつつ、支援の方向性は共通しており、今後は校内支援の充実も重要と説明。

青少年育成課

委員から、子ども議場体験会、未来の地域リーダー育成プログラム、青少年の主張作文表彰等の取組について、これらが単発的・形式的に実施される傾向があり、子どもの主体性を継続的に育む仕組みが十分でないと感じるとの意見があった。あわせて、川崎市の子ども会議のように、通年で子どもが意見形成や発表を行う取組の導入を提案した。これに対し、それぞれの事業で対象者は異なるが、一貫して子どもたちの主体性を伸ばし、育てたいという意識を持っている。事業内容が難しい場合に、参加者が少ないこともあるが、人の前で自分の意見をまとめて発表する経験は、今後の自立や社会に出ての人生に大きく寄与すると考えていると回答。さらに委員から、高校生未来プロジェクトなど、他課が実施する青少年事業についても、青少年育成課が中心となり、総合的に推進すべきとの意見があった。

生涯学習推進課

委員は、立川談春独演会及び九州交響楽団公演における社会実験を通じて、駐車場出庫時の混雑等の課題をどのように把握しているかと質疑した。これに対し、出庫時の誘導を実施したが、渋滞が発生したと説明。

また、別の委員は、社会実験の実施を評価しつつ、駐車場や動線に関するデータを整理した報告書を作成するよう求めた。これに対し、令和7年度末までに結果を整理し、令和8年度に報告予定と回答。さらに委員から、将来的に現在の駐車場を道路化し、グラウンドのみを駐車場とする計画では収容が賄えないのではないかと意見があった。

委員は、部活動の地域移行について、指導者確保、部費負担のあり方などについて質疑した。これに対し、令和8年度までに各中学校区に1つ2つの地域クラブの立ち上げをめざしている。現在、市が正式に認定した地域クラブはないが、実態として中学生を受け入れている団体への聞き取りを実施し、地域クラブ化の意向を確認中。部費負担に関しては、種目や人数により異なるため、今後実証と検証が必要と回答。さらに委員から、検証を進める中で非課税世帯等にしわ寄せが及ばないよう、配慮した手立てを講じるべきと意見があった。

文化課

委員から、文化部活動の地域展開に関し、特に吹奏楽部の存続や地域受皿の確保を懸念する意見があった。加えて、指導者・練習場所・楽器管理等の課題を踏まえ、現行の学校活動を維持できるよう柔軟な対応を求めた。これに対し、福岡県地域文化クラブサポートネットワークを活用した指導者紹介等を活用しつつ、地域クラブの設立をめざして検討を進めると説明。

さらに、別の委員から、今後は、子どもたちが安全に継続して活動できる環境整備に向け、議会と行政が連携して実効性ある支援策を推進する必要があると意見があった。

学校給食センター

委員は、公会計化後は、集めた給食費が100%に満たなければ物価高騰対策を含む補助金を充当し、賄材料費に充てられるため、基本的に余剰金は発生しないという原則を確認した。

委員は、高温多湿による給食センター委託調理員の労働環境改善の必要性について質疑した。これに対し、現在はスポットクーラー設置により対応しているが、空調設備の更新など環境改善を計画中との

こと。予算や優先順位を考慮しつつ、委託調理員の健康と安心安全な給食提供のため、積極的に対応していくと説明。

なお、10月27日に神奈川県川崎市へ「より幅広い子どもの声をしっかりと受け止めるしくみづくり（多様な子どもの声を市政に活かす第一歩）」及び「川崎市子どもの権利に関する条例」について、視察し、28日に神奈川県大和市へ「認知症1万人時代に備えるまち やまと宣言」及び「大和市認知症1万人時代条例」について、視察しました。